

戦前日本における労働者・農民の自己教育運動の展開

谷 口 雅 子

(1979年8月31日 受理)

I はじめに

1970年夏の家永教科書裁判における杉本判決の画期的意義は、「国民の教育権」をはじめて主張した点にあるのではなく、憲法・教育基本法の精神にもとづく民主教育の実践が「国民の教育権」を現実のものとしている点を確認した点にあるといえよう。そしてそれは裁判長自身が述べているように、文部省——教育委員会——校長という教育の管理主義的体制下で、科学的な知識を身につけ、新しい社会をきりひらく意欲をもった子どもを育てるための教師の様々なくふう・努力、その教師を支える国民の要求と活動のもたらしたものであった。このような、いわば国民総ぐるみの教育運動は、教育が国民の義務とされていた戦前にはありえない形態であるのだが、戦後の教育運動の力は、戦前日本の天皇制教育体制のもとで、自己の生存をかけて教育への要求を噴出させ、要求を実現しようとした長くきびしい斗いによって培かれたものであった。

今日の教育政策の基本路線は、学歴社会といわれる民衆の即自的教育要求を自己のうちに籠落しつつ、差別と選別を意義づけるという形でおし進められているが、他方では、差別と選別への教育への批判を、子どもの学習到達度の合理的評価にまでふりむけて、現実の子どもの姿を的確に把握し評価して、個々の子どもに即した教育目標を設定し、またその方策を模索していく試みを否定し、結局は教育そのものを否定する論理が見うけられる。そしてこれは競争社会への痛烈な批判とみられて一般にうけいれられている部面もある。

こうして今日では国民教育の実現のためには、単に教育要求にこたえるというだけではなく、要求そのものを掘りおこす事が重要な意味をもつ段階にあるといえる。こうしたなかでは、戦前日本の教育への要求と自己教育の思想の歴史をふり返る事によって、要求の自覚とその実現が何に依拠するものであるかを明らかにする事は、なにほど

かの教訓となりえよう。ここで自己教育とは、被支配階級たる事の認識にもとづく階級の解放へむけての教育を意味する。小論では、労働者・農民におけるそれをとりあげる。

II 教育要求の権利としての自覚

労働運動・社会主義運動の黎明期である明治期にあっては、新聞・雑誌の発行、演説会・講演会・談話会・研究会などを通じて、労働組合思想・社会主義思想を宣伝し、労働者を啓蒙するといった形の活動がもっぱら行なわれていたが、そのなかで教育が生存のための権利としてうけとめられる事があった。1901(明治34)年結成された社会民主党宣言がそれである。

社会民主党は、『労働世界』(1897年12月創刊、1903年3月以降『社会主義』と改題)の主筆として、革命否定、労資協調(争議回避)の隠健な労働組合主義を唱導していた片山潜が、安部磯雄、幸徳秋水、西川光二郎、木下尚江、河上清と共に組織したものである。日清戦争の戦中戦後の窮乏の中で、自然発生的にストライキに立ち上がり始めた労働者と資本家との対立の激化を前にして、支配階級は、団結・罷業禁止法たる治安警察法を成立させた(1900年2月)が、それによって片山潜らの労働組合主義の発展が阻止されると、その打開の道を政治運動・社会主義運動に求めて、社会民主党が結成されるにいたった。しかしながら同党は伊藤博文内閣によって結社を禁止され、労働者の運動は以後单なる思想(の宣伝)運動としてのみ命脈を保つ事になる。

社会民主党宣言⁽¹⁾は、貧富の懸隔の「因て生ずる所」として生活と教育とを主なるものとしてあげ、生活に関しては「生存の根本たるべき衣食住即ち財富を公平に且つ充分に分配する」事、「人生活動の源泉」である教育に関しては「社会が公費を以て国民教育を為す」事を主張している。こうした理想の実現のためには、普通選挙を通じて社会民主党が帝国議会の多数派を占めるという道すじが考えられている。この宣言において

は、社会主義は遠い理想としてのみ掲げられていて、生活と教育とをできるかぎり平等にするために示された綱領は、いわばブルジョア民主主義的要求であり、またその実現の道も「今日の議会は全く地主資本家の機関にして、彼等は之を濫用して自己に便宜を謀るの手段とせり」という現実認識をもちながら、なお議会を通しての改革に固執していた。

宣言は六名の者の協議にもとづき、安部磯男が執筆したといわれるが、その安部は、資本主義の発達に伴う社会問題にどのように対処するかで、社会政策学会員と片山潜との間に論争が生じた際、社会政策主義と社会主义を区別しながら前者を後者にいたる一段階とみなしていた⁽²⁾から、社会主党宣言のブルジョア民主主義的色彩は、そのような社会政策の要求とみる事ができよう。

しかしその教育認識は、現実の労働者・農民の解放運動の中で指摘されてくる点がすでに述べられており、きわめて適確といえる。明治政府は近代的な教育制度の創出にあたって、学問（教育）を立身出世のためのもの、従って個人的なものとみなして、私費を原則として国民におしつけたが、のちには天皇制国家体制の整備に伴って、天皇に対する国民の義務（納税・兵役と並ぶ三大義務）としていった。宣言はそれを180度転換して権利として位置づけたのだが、それは、「労働者小作人」は「財富の生産者」であって「将来の社会組織において重要な地位を占むる」存在ととらえた所に可能となったものである。教育要求としては、28項の綱領のうち第9項に「高等小学校を終るまでを義務教育年限とし、月謝を全廃し、公費を以て教科書を供給すること」をあげているが、またさらに教育をこのように学校教育（制度的教育）にのみ限定せずに、「労働者の生命にして唯一の武器」たる団結を通して、「自治の念を養ふのみならず、幾多の教育と訓練を受けるを得べし」ととらえる広い視点も有していた。大正期には、現実の運動がこうした視点で展開されてくるのである。

ところで社会民主党の参加者六名は、幸徳秋水をのぞいてはキリスト者であったという事は、大正期に輝やかしい活動を展開した友愛会がやはりキリスト者の鈴木文治の労働者への修養のよびかけに始まる、という点を考えあわせると見のがせないものがある。安部は自己について語って「常に社会主義を精神的方面から見て居た」、「人類愛を中心として宗教と社会主义が渾然として私の心に融和して居る」⁽³⁾と述べている。

III 労働組合運動における自己教育活動の展開

思想的にはすでに教育を権利としてとらえる、いわば価値の転換がなされていたが、現実の運動はそれ以前の段階から出発しなければならなかつた。

大正前期におけるほぼ唯一の労働者組織である友愛会の教育活動は、「団結は勢力なり」を掲げていた明治期の労働運動とは直接のつながりをもたず、労資協調と個人の自覚・修養による労働者の社会的地位の向上をめざす事から出発した。

友愛会は、鈴木文治が東京芝のユニテリアン教会で1912（明治45）年1月頃より開催していた労働者講話会（3月より通俗講話会と名を改める。'15年11月まで続いた）の熱心な出席者であった労働者・職人15名と共に、同年8月1日友宜的団体として結成したものである。綱領は次の三つである。

- 一。我等ハ互ニ親睦シ一致協力シテ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期ス
- 一。我等ハ公共ノ理想ニ従ヒ、識見ノ開発、徳性ノ涵養、技術ノ進歩ヲ図ランコトヲ期ス
- 一。我等ハ共同ノ力ニ依リ着実ナル方法ヲ以テ我等ノ地位ノ改善ヲ図ランコトヲ期ス（この綱領は、機関誌『労働及産業』⁽⁴⁾ '15年1月号からは、二、三、一の順序で掲げられている。小さな事のようだが、友愛会の活動への重点のおき方のちがいを示しているといえないだろうか）

活動は月一回の例会（当時職工労働者の休日は月二回）の例会を開くというものであるが、その例会では知名人の講話を聞き余興を楽しんでいる。友愛会は会則に「学識名望」ある人々を顧問ないし評議員にむかえる事をきめており、鈴木の大学時代の師桑田熊蔵（顧問）、高野岩三郎（評議員）ら学者や実業家、宗教家⁽⁵⁾（内ヶ崎作三郎）らが、例会での講話や機関誌の執筆に協力している。「優良なる職工を教育し、又実力ある労働者の団体を造ることが工場主、資本家側にとっても必ずや有利なるべきことを信じ」⁽⁵⁾ていた所に、こうした人々の共感がよせられたのだろう。しかし、当初のこうした隠健な行き方に対する批判はあった。『万朝報』の記者は、労働者に義務責任の自覚がないとする鈴木文治の考え方に対して、日本の労働者にまず必要なのは権利の自覚であって、「労働者が資本家や債主に対して要求する点が漸次多くなって来て、権利の前に服らず、醒め切って来れば、君が日本労働者の欠点として

挙げられた向上心の欠乏も、依頼心の強いことも天職に不忠実なもの、總べて自然に一掃されるのではあるまいか」⁽⁶⁾（点原文、ルビ省略）と述べている。しかし友愛会が労働者の権利という観点を軸にして運動を展開するには数年の経験が必要であった。

このように帝国大学卒業の法学士による、各界名士に支援されての友愛会活動であっても、会員の自己認識としては、明治期の労働運動が「先覚者の天降り的運動指導に過ぎなかった」⁽⁷⁾のに対して、自治・自助の労働者自身の運動とみなされていた点は注目したい。こうしたとらえ方があった所に、後にはその創立者を後に置き去りにするような形の労働組合としての友愛会の発展があつたのではなかろうか。

創立一周年時には本部に出版部・貯金部・法律顧問部・医療部・体育部・娯楽部等がおかれている。これらの部組織は、友愛会が労働者の生活援助組織としての色あいを濃くしている事を示しているが、のちには友愛会の事業として「労働争議の調停」が加えられ、さらには労働組合化していく。こうした友愛会の性格変化をもたらした一つの要因に会長鈴木文治の渡米（1915年）がある。彼はアメリカにおける日本労働者排斥問題に関して日本の労働者代表として渡米し、アメリカの労働運動に実地に触れて、「16年1月帰国すると、5月には本部の組織を改革して、総務部・会計部・出版部・法律部・教育部等を置いた。この部組織は、以前のそれに比べると、友愛会の労働組合化への一段階とみる事ができる。特に從来会活動と教育活動とは未分化のままであったのが、教育部を設けて、教育活動を会活動の一部に位置づけたという事は、友愛会が修養団体的性格から脱した事を示している。同年6月に本部に婦人部が設置されたのも同様の傾向のあらわれである。

また労働組合化への動きを促したものに友愛会活動に協力していた学生の働きがある。「16年2月23日に第一回の会合が開かれた労働者問題研究会には野坂鉄（慶應大学）、酒井亀作（日本大学）、先進的労働者平沢計七等五人が集まった。そこで決定された事がらの第一に「完全なる労働組合を出来るだけ疾く設くに卒先努力する事」⁽⁸⁾があげられている。この労働者問題研究会は「17年12月に「労働問題ノ研究ヲ目的」とする労学会に発展したが、「労働者と大学生の協同運動」⁽⁹⁾の組織であるこの労学会は、一面友愛会の教育運動組織とみる事もできる。労働者が労学会会員であるためにはまず友愛会会員である事が

必要だが、労学会の労働者にとっての意義は「学理を会得」するところにあるとされている。すなわち労学会趣意書は次のように述べている。「労働問題は生活を離て之を解し難きと同時に、また学理を離れて解決し得るものには非ず、實際と學問と相合して此に初めて真理は發見し得らるべきものなり。茲に於て、問題の提供者たる労働者と学生とが一堂に会して、学生は之に依りて我国今日の労働者の物質的及び精神的の状況を窺ひ、労働者は之に依りて学理を会得し、以て彼等が健全なる行動の基礎を樹立せんがために、實際と學理とを融合したる討究研鑽をなすは即ち極めて時宜に適したる方策なりと信ず。」⁽¹⁰⁾（原文のルビを省略）この労学会の成立にみられるのは、友愛会の労働問題への対し方が、労働者の修養や争議の調停といった現状適応的なものから、「学理」を重視して、労働者の自覚もまた人間的修養ではなく、労働問題発生の根本を究明する所に求められているという事である。こうした方向は重要であるが、友愛会の歴史においてはこのような学生等インテリゲンチャによる理論重視の活動方向はのちに反撥されるようになっている。

友愛会は創立後7年間は順調に発展した。15名から出発した会員は6年後には約2万人となつた。

友愛会が名実共に労働組合に脱皮したのは「19年8月の友愛会第7周年全国大会において、名称を大日本労働総同盟友愛会⁽¹¹⁾と改め、会の運営を会長の個人的指導から理事の合議制に改めていった時である。「17年のロシア革命は先進的労働者に明るい未来を信じさせたが、国際的な影響としてはこの他に、「19年の平和条約が、労働者階級の勢力増大のもとで労働者の権利と人格を保障すべき事を規定し、国際労働會議を設けた事も、特に友愛会に集まる人々を力づけた。物価騰貴に対する大衆の自然発生的な抵抗としての米騒動は、国民的規模で大衆の力を知らしめたでき事だった。米騒動をひき起した激しい物価騰貴はもちろん各地に労働争議をひき起し、友愛会がそれに関わりをもつたり、また争議を機に労働者が入会したりするようになり、友愛会への期待が人格向上による労働者の社会的地位の向上という個人的 requirement もいっそう切実な経済的要求が主になってきたのであった。こうして労働組合も激増していった。内務省の調査による労働組合組織数は、「18年までは年間最高数は「17年の14件であったが、「19年にはいちやく71組合が組織され、こうした状況は「21年まで続く」⁽¹²⁾。

総同盟とは、従来地域的に分会・支部といった形で組織されていたのを、産業別組織に改め独立の組合たらしめ、そうした多数組合の同盟体たらんとした事を意味している。この転換は鈴木会長の影響力低下を意味するのであるが、その宣言をみると、結合の契機が「労働者は人格者である」所におかれているのが特徴的である。宣言は「我等生産者は斯くの如く宣言す。我等は決して機械でないと。我等は個性の発達と社会の人格化のために、生産者が完全に教養を受け得る社会組織と、生活の安定と、自己の境遇に対する支配権を要求す」と主張し、20項の要求の第一もまた「労働非商品の原則」であった。もっともその他は、第20項の「教育制度の民本化」をのぞいては労働者の政治的・経済的要求である⁽¹³⁾。

総同盟はその教育活動を常設の労働学校という形で展開していくが、こうした動きはまずは幹部養成のための労働講座としてはじまった。友愛会東京連合会は'20年11月5日から'21年1月28日まで、第2回は同年3月1日より6月末日まで週1回金曜夜7時半から2時間の労働講座を開いた。3ヶ月を1期とし、2期で卒業、講師は安部磯雄(経済学)、北沢新次郎(労働運動と社会運動)、佐野学(国家学)、植田好太郎(労働運動史概論)などである。関西(大阪と神戸)では、友愛会神戸連合会と関西労働組合連合会の依頼により、賀川豊彦が労働講座を開いている。東京の場合には各支部幹部約50名が聴講生となり、大阪では加盟各団体の幹部養成を目的として聴講資格を会員に限っている。しかし翌'21年6月に労働学校経営をその事業内容とする労働者教育協会が設立されると、労働者教育は幹部養成よりも一般的な労働者に向けての「階級意識の発達」の意味をもたされている。

総同盟が労働学校という制度的・組織的教育にむかっていった一つの要因に労働運動における知識人排撃がある。普選運動などの議会主義的運動を主流としていた友愛会に、戦後恐慌下の社会運動への厳しい取締りに反撥して、労働者はむしろ大杉栄らのサンディカリズム(議会否認の直接行動)にひかれていた。友愛会は知識人排撃の問題を「知識分子の役割は労働教育への奉仕と答へ」⁽¹⁴⁾て労働学校設立に向かったのである。

もっとも労働学校の設立主体は労働組合であるばかりでなく、宗教団体や市町村、労資協調をめざす団体など種々雑多である。そして小論の自己教育の観点からは労働組合による組合員教育をめざす労働学校のみが対象となるのであるが、その

他の設立主体による労働学校もまた労働組合による労働学校に刺激されて設立され、いわば労働者の争奪戦を演じているわけであるから、労働学校という名に値する定期的継続的活動を行なったもの(一週間程度の講習会様のものはのぞく)について、以下に簡単に活動状況等をまとめてみたい(もっとも活動内容がわからないので実際には講習会程度のものであったかもしれない労働学校も含められている)。労働学校についての資料は、I、『日本労働年鑑』(大原社会問題研究所)の各年版。II、『労働運動概況』(内務省)の各年版。III、『最近の社会運動』(協調会、'29年)。IV、『本邦労働学校概況』(協調会、'29年)。V「本邦主要労働学校現況一覧」(『大原社会問題研究所雑誌』'34年8月)などが詳しい。これらの資料は記述が一致していないので出典を明記する(II-24-65は資料IIの'24年65頁の意)。記載は①設立主体・設立年と代表者②目的③課程と講師④入学資格⑤授業料等の学費⑥その後(事業中止・閉鎖等と卒業生数)の順である。

1、設立主体が労働組合関係のもの
日本労働学校——①労働者教育協会(総同盟が労働学校設立維持のため'21年6月に設立した。理事長鈴木文治、理事に吉野作造他、幹事に木村盛他。)。'21年9月16日('20年秋の東京労働講習所に起源をもつ)。校長鈴木文治、主事木村盛。③本科と予科(補習教育主眼・半年余で中止)。週3回夜3時間。1年で修了。社会問題概論(安部磯雄)、経済学(松下芳男)等社会科学系列の学問分野。④総同盟組合選抜派遣生及び推薦をうけた者。⑤授業料月1円(他に1ヶ月1口1円の維持費をつのっているが会員は少ない。のち社会事業奨励法により公共助成金を受けるようになった)。⑥卒業生339名(内女10名、卒業率5割、Vによる)。IVでは出席・卒業生は三分の一)。労働組合関係の労働学校としては最初のものである日本労働学校は、通信教授用の労働学校講義録を発行したりしている(関東大震災で紙型焼失)。(以上IV)

大阪労働学校——①総同盟系。'22年6月。校長賀川豊彦、主事松沢兼人(のち井上良二〔卒業生〕)。②宣言では「我等は有产階級に奪われた大学を奪還しなければならぬ。……我等は生きた大学を要求する」と述べている。③週3回夜2時間半。社会学(新明正道)、労働問題(村島帰之)など(II-23-164)。週3回夜2時間。半年で修了(IV)。④労働組合員又は社会運動に従事する者。⑤授業料月1円。⑥有島武郎

寄贈の基金をもってする労働者教育会の援助をうけて'25年12月30日に校舎が新築された（場所が確保された事は大きな強味であって、労働学校のうちでも最も安定した活動を続け、'31年には『大阪労働学校十年史』を刊行している）。991名（出席・卒業率は約五割、V）（以上IV）

神戸労働学校——①総同盟神戸連合会。'23年4月神戸労働大学として出発、'24年4月に名称変更。校長吉田栄吉、主事白井明。②「無産階級教育の徹底を図り、労働運動の有力なる指導者を作る」③1年で終了。④労働組合員又は組合関係者。一般労働者は証明の上入学を許可。⑤授業料月50銭（組合員30銭）⑥'26年5月中止。（以上IV）

岡山労働学校——①総同盟岡山労働組合。'24年1月25日開校。校長大田敏光、主事橋本朝一郎。②設立趣意書は「『智識』は実にその解放のために吾等の先達であり、指針であり、灯台ともなるものと思ひます。………本校は即ち比意に於て労働者の人格向上を図るために設立したもの」⁽¹⁵⁾と述べている（総同盟系の各地の労働学校は殆んど同一文章を設立趣意としている。II-24-82）。③週3回夜2時間。前後期研究科各3ヶ月。社会運動史（橋本）、憲法（柏木貞一）など。⑤入学金・授業料・校費各50銭。⑥'26年頃より中止。（以上IV）

日本労働学校城北分校（日暮里労働学校）——①'24年3月20日開校。校長鈴木文治、主事赤松克麿。②設立要旨に「労働問題の適正なる解決を得んがため労働運動の幹部の養成を図り且つ工場、鉱山其の他作業場に於ける一般労働者諸君に社会生活上の正確なる知識の供給をなさんとする」とある（II-24-175）。③週3回夜3時間。8カ月で修了。経済学（小林輝次）、労働運動史（上条愛一）など。④総同盟所属⑥入学金20銭（IIによる。IVでは50銭）授業料1円。⑥'25年9月閉鎖。卒業生46名。（以上IV）

尼ヶ崎労働学校——①総同盟尼ヶ崎連合会。'24年4月15日開校。校長藤岡文六（のち山名義鶴）、主事田中烈。②校長の開校式あいさつは「労働階級の社会的経済的地位を自覚せしめ支配階級の計画的攻撃に対抗する労働者の戦術を講究し階級戦の第一戦に立つべき斗士を養成せんとする」（II-24-211）というものである。③週3回夜2時間。3カ月で修了（IIによる。IVでは週3回夜1時間半。2カ月で修了）労働組合論（山名）、労働運動史（河野密）など。④

組合員のみ（IIによる。IVでは主として組合員）⑤授業料月50銭（II。IVでは月1円）。⑥'26年11月中止。卒業生165名（II）。

京都労働学校——①総同盟京都連合会（総同盟分裂後は京都無産者教育協会〔「京都市及ビ其付近ノ無産者ニ対ノ無産階級教育ヲ普及スルコト」を目的として'25年11月設立〕）⁽¹⁶⁾。'24年4月開校。代表者水谷長三郎（京都無産者教育協会経営後は校長谷口善太郎）。③週3回夜2時間。社会思想史（林要）、生物学（山本宣治）など（II-24-268）。京都無産者教育協会経営時には週2回。6カ月で修業（IV）。④労働者。⑤1期50銭（II）。⑥'26年頃より中止。

本所日本労働学校——①労働者教育協会。'24年9月開校。主事上条愛一。②「労働組合の幹部養成、並労働者に対する社会教育」③日暮里労働学校と同様。⑤月約35銭。⑥'25年4月閉鎖（III）。（以上IVより）

野田労働学校——①総同盟関東醸造組合野田支部。'25年6月24日開校（II-27-57。IVでは8月15日）。校長岡野実、主事寺田源太郎。③週1日午後2～3時間。6カ月で修了。法律（木村盛）、社会学（赤松克麿）など。④労働者。⑤月50銭。⑥'27年10月より争議のため休校。

東京城北労働学校——①日本労働組合同盟（'26年12月4日総同盟より分裂して結成。総同盟と日本労働組合評議会の中間派）。'27年2月13日開校（同年8月にはすでに休校中）。（以上II-27-56）

神奈川労働学校——①総同盟神奈川県連合会。'27年4月。校長三木二郎、主事徳永正報。②「労働組合幹部養成」③週3日夜2時間。6カ月で修了（IV。Vでは一年で修了）。労働法制（片山哲）など。④総同盟加入労働者（V）⑤入学金50銭、授業料月1円（組合出資、V）。

埼玉労働公民学校——①総同盟東京鉄工労働組合川口支部。'28年4月。校長松永義雄、主事井堀繁雄。②「教育に対する特權階級の偏見を打破し、教育の民主化、学術の実際化を図り、以て健全なる産業の進歩に貢献するにあり。」③週3回夜3時間。修了年限1年。④労働者（V）⑤授業料月1円（組合員半額）。⑥'30年8月より臨時講習の形となる（V。修業6カ月で1期50銭の授業料。週3～4回夜3時間の形となる）。（以上IV）

横浜労働学校——①森栄一（日本労働組合総連合）'26年1月17日創立。会長布施辰治、部員に安部磯雄、高畠素之ら。「日本それ自体の現実

に即し労働組合主義に基き労働者の根本的解放」⁽¹⁷⁾をめざす。)中央執行委員。'29年7月。校長森。②教育の目的は「階級理論と民族意識との一致点の発見」③週3回夜2時間。3カ月で修了。労働組合論(森),政治論(近森栄蔵)など。④卒業者或は総連合加盟者の推薦又は保証を得た一般労働者。⑤授業料月50銭。(以上V)

大森労働学校——①総連合東京連合会。'29年11月。校長加藤勘十,主事皆川利吉。⑥月50銭。(II-30-141)

芝浦労働学校——①総連合東京工労組合。'30年4月。校長河野密,主事畠山仁三郎。(同上)

北海道労働学校——①全国労働北海道連合会(労働運動右派の地方的労働組合)。'30年6月。荒川甚吾(または甚吉)。(同上)

川崎労働学校——①総連合川崎労働組合。'30年6月。主事小泉敷太郎,学監久留弘三。(同上)

2. 設立主体が政党関係のもの

深川労働学校——①日本大衆党本部。'29年10月。学監浅沼稲次郎,主事鶴岡貞之。⑥授業料月1円。(II-29-160)

プロレタリア政治学校——①経営委員会代表高瀬清(社会大衆党との関係あり)。'30年7月20日。主事同上。②教育の目的は「階級的政治教育」③週3回夜2時間。2カ月で修了。社会運動史(高瀬)など。⑥授業料1円ないし2円。(V)

3. その他の団体・個人によるもの(市町村等の行政機関によるものはのぞく)

中央労働学院——①中央労働学院理事会。大日本労働者教育会附属専門学校(20年6月開校)を前身とし,'21年5月に名称変更。大日本労働者教育会は,'19年7月の東京砲兵工廠のストライキの経過を見て「国家発展ノ基礎ハ労働者教育ノ振興ニアリ」「智能ヲ啓発シテ労働能力ヲ増進シ精神ヲ修養シテ労働者ノ品性ヲ陶冶シ以テ其ノ生活ノ安定ト地位ノ向上トヲ期シ進ンデ国家ノ進展ニ貢献セん」⁽¹⁸⁾ことをもとめて,栗谷野藏が'19年10月31日に発足させたものである(機関誌『労働と教育』)。専門夜学校は男爵福原俊丸らの賛を得て開校された。校長西田博太郎(桐生高等工業学校長)。科目は社会政策(藤井悌),機械学(小川芳太郎)など。中央労働学院院長は西田(のち栗原),(I-21-164)②中央労働学院宣言は「各種傾向の社会思想を検討し,労働,産業,経済,社会の組織構成を解剖批判し,社会及び政治の諸現象

を明瞭に観察して其の真景を把握しなければならぬ」と述べている(IV)。③はじめ週4日(のち3日)夜3時間。1年で修了(のち半年)。労働問題総論(栗野),哲学及哲学思想(中込本治郎)機械工学(小川),外国地理,簿記及会計(中島正信)など。④満17才以上の男子。⑤授業料月50銭(のち70銭)。⑥32年末までの卒業生1409名(V)。(以上IV)

労働学院——①協調会大阪支所。財團法人協調会は'19年12月22日創立、「事業主と労働者の協調を図り社会政策的施設の調査と其の実行を促進する」のが目的である。'22年10月。院長藤沢穆,学監中西仁三。②趣意書は、労働者が「人類最高の完成の先鋒となるには、更に、大に、識見の開発、徳性の涵養、技能の進歩、其の他の文化的な練達を必要とする」と述べている。③週3回夜2時間半。6カ月で修了。科目は英語、倫理学、労働問題など(本科、研究科は社会科学系列のみ)。④高等小学校卒業又はこれと同等以上の学力のあるもので筋肉労働に従事するもの。⑤授業料6カ月で3円。⑥卒業生は809名(V)。(以上IV)

神戸労働学校——①労働文化協会(斎藤信吉・久留弘三が「愛ト正義ノ精神ニ則リ労働問題ノ根本的解決ニ資スル」事を目的に'22年4月設立したもの)。'24年4月10日開校。校長久留,主事奥平弘之。②創立要旨に「労働運動をして單に労働者の物質的生活を向上せしむるための運動たるに止まらしむなかれ。更にこれに光と力を与へて真理と人格の支配する労働文化創造の運動たらしめよ、……先づ労働者に眞の覚醒を促し、労働運動に深き根底を与へねばならぬ。それは『労働』と『學問』とを結合させることを惜いて外にない。」と述べている。③週3日夜3時間。修了1年(のち半年)。英國産業史、各國労働運動史など。④16才以上の男女。⑤授業料月50銭。⑥'27年7月より中絶、'29年2月組織換えて、神戸労働学校経営委員会(委員長高野岩三郎)による(II-29-16)。またVによると経営委員会(長高野)による神戸労働学校創立は'33年5月となっている。Vによると、②「労働組合の斗士養成並一般労働者に階級的教育を施す」③週3回夜2時間。3カ月で修了。唯物史観(森戸辰男)など。④無産者で尋常小学校卒業以上(労働組合員優先)⑤授業料3カ月3円。(以上IV)

日本労働学院——①財團法人日本宗教会下谷支部('25年から維持員会)。'24年4月。院長小松雄道

('16年4月よりは江渡由郎)。②設立趣意に「近時に於ける思想界を通観するに腐敗堕落其極に達し各種の社会問題は続出して而も其帰趨に迷ひ……世道人心安定の為現代文化の内容を究むると共に欠如せる精神文化向上と労働者的人格陶冶を目的」とするとある(II-24-150)。'15年には「組合員並に一般労働階級に必要なる智識を与ふる」を目的に改めた(IV)。③週4回夜3時間。6カ月で修了。労働組合論(黒田寿男)など。⑤月50銭。⑥'16年4月からは、教育方針に関して各労働組合教育部と学院との合同幹事会による。'26年頃中止。(以上IV)

広島労働講習所——①広島社会協会(県・市社会課により設立)。'23年9月。所長安藤寛(のち堀田正吉)。②「資本家及労働者の福利を増進する為め、企業並労務に須要なる事項を講習し、兼て徳性を涵養せしむる」③週3回夜2時間。1カ年で修了。経済政策(堀田)、哲学(久保良英)など。④18才高等小学校卒業以上、筋肉労働者優先(V)。⑤授業料年9円(Vでは年6円)。⑥私立学校令による認可学校となり広島労働学校をなる。(V)。(以上IV)

S P S 労働学校——①東京商科大学S P S(Société de la pensée sociale 社会思想の会、'23年5月組織)。'24年5月15日開校。②学生募集ビラで「工場乃至社会生活に於ける諸問題を適正に解釈し、その労働運動を正当に成長せしむる為に、……労働と学問とを結合し、労働者諸君の生活に欠く可らざる智識を補給」としている。③週3日夜3時間。1カ年で修了。無産者芸術(大塚金之助)など。⑥'27年12月より休校。(以上IV)

帝大セツルメント(柳島)労働学校——①東京帝大セツルメント('23年10月組織)。'24年9月。校長末弘敬太郎、主事東利久。②労働者に対する科学的智識の普及。③週3回夜2時間半。経済学(浅野晃)、日本社会史(原武夫)、労働法制(末弘)など。⑥'27年1月中止。'28年5月より労働講座を開設。(以上IV)

東京労働学校——①東京労働教育会(本願寺関係者により'24年9月創立)。'25年1月。校長安藤正純(代議士)。②労働階級の知的向上と人格向上。③週3回夜3時間。6カ月で修了。労働問題(浅野研真)、政治学(安藤)など。④16才以上の労働者。⑤授業料月50銭。⑥'27年9月より休校。(以上IV)

日本協同組合学校——①日本協同組合教育協会(「協同組合運動の健実なる発達のために」「此

の運動の中心となるべき人物の養成」をめざして「勤労無産階級の協同組合学校」を創設する事を趣意として'33年9月つくられた。理事長安部磯雄)(¹⁹)。'33年9月。校長賀川豊彦、主事上条愛一。③週4日夜2時間半。修了3カ月。社会問題概論(安部)、協同組合運動概論(賀川)など。④政党・労働組合・消費組合の推薦をうけたもの。⑤授業料月1円。(以上V)

これらの労働学校の消長をわかりやすくするために図示してみよう図(I。点線は活動の停滞或いは中止期の不明を示す。'36年の状況はIIによる)。

このように数多くの労働学校が生まれると、設立団体を同じくする労働学校間の、或いは性格の異なる労働学校間の連絡機関の必要を感じられるようになった。最初に生まれたのは総同盟系の労働学校の連絡機関として'24年10月5日設立された関西労働学校連盟である。京都・大阪・神戸・岡山・尼ヶ崎(²⁰)の各労働学校の代表を委員に選び、委員長に山本宣治、主事に京都労働学校の桂信三が就任し、また会報を一回だしたがそれなりで終ってしまった(²¹)。関東労働学校連盟は、中央労働学院、日本労働学院と日本・東京・野田・帝大セツルメントの各労働学校間の連絡機関として'26年7月17日創立された。これは国際労働協会(²²)の一般委員会が全国労働学校連盟なる組織を実現しようとはかったが、協会がそのような組織に関与する事を疑問視するむきもあって実現にいたらず、委員会の臨時委員として立案にあたった東京地方の労働学校関係者により設立されたものである。常任理事長に安部磯雄、理事に添田敬一郎などのほか各労働学校関係者が就任し、規約(²³)を定めて出発したが実質的活動はなされなかった(²⁴)。

組合が労働学校を經營する事は、日本の社会運動に特徴的な離合集散の波を、継続的であるべき教育機関もろにかぶる事を意味していた。労働学校は設置された時から継続する事の困難さをかかえていた。まずは出席者・修了者が入学者の半数から三分の一に減少してしまうという問題があった。勉学が継続しない理由は肉体的疲労、授業料・交通費・外食代等の経済的負担、使用者からの圧迫、講義や講師への不満等があげられるが、生徒減は直ちに労働学校の経営難でもある。このように不安定な労働学校の維持運営には母体である労働組合の熱意ある取り組みが必須であるが、その労働組合がまた組織維持におわれていた。図にみられるように、労働学校運動の第一のピークは'24・'25年の2年間で、'26年にはいくつかの学

図 I

	'20年	'25	'30	'36
日本労働学校				
大阪労働学校				
神戸労働学校		-		
岡山労働学校		-		
日本労働学校城北分校		-		
尼ヶ崎労働学校		-		
京都労働学校		-		
本所日本労働学校		-		
野田労働学校		-		
東京城北労働学校		-		
神奈川労働学校			-	
埼玉労働公民学校			-	
横浜労働学校			-	?
大森労働学校			-	?
芝浦労働学校			-	?
北海道労働学校			-	?
川崎労働学校			-	?
深川労働学校			-	?
プロレタリア政治学校			-	?
中央労働学院				?
労働学院				?
神戸労働学校				?
日本労働学院				?
広島労働講習所				?
S P S 労働学校				?
帝大セツルメント労働学校				?
東京労働学校				?
日本協同組合学校				?

校が活動を停止したが、これはひとつには、山川均の「無産階級運動の方向転換」(『前衛』'22年7・8月)をめぐって生じた労働運動内部の対立が、右派(総同盟)からの左派の分裂(日本労働組合評議会の結成、'25年5月24日)という形にすすみ、労働学校にもその分裂の波が及んだためである。関西の労働学校でみると、「25年5月の総同盟の第一回分裂によって、岡山・神戸・京都の諸校は評議会系に属し、「26年12月の分裂(中間派の日本労働組合同盟の結成)によって、尼ヶ崎は中間派の組合同盟について、総同盟系は大阪労働学校のみとなつた。しかしその後評議会系・中間派の諸校はすべて休止となつた。関東では分裂の影響をうけて、日暮里・本所の両校が閉鎖された⁽²⁵⁾。

評議会系列の労働学校が活動を中止していくのは、評議会が、労働学校という常設の形態での労働者教育を階級協調的なものとして批判していったことによる。評議会結成大会では「組合運動に依って労働大衆を教育し労働階級をして資本主義の精神的支配より完全に独立せしめ、而して階級意識に基づく団体行動の訓練を与へる事は組合運動の階級的任務である」⁽²⁶⁾(綱領第三)とした。労働学校については、その目的は「無産階級教育の普及にあり、その管理は「各無産階級団体の意志を充分に反映せしめ得る機関」によってなされるべきであるとして、いちおうその意義を認めているが、提案説明では、従来の労働学校における「教育の機会均等主義」は「ブルジョア教育の労働者への配当を要求する敗まん的運動」であると批判している。教育の方法に関しても「斗争と教育の結合」が主張されている。すなわち「労働者階級の階級理論を理論そのものの解説によって大衆に把握させようとする事ははなはだしき無理であり、かつそれが大衆的規模において実行不可能である」ところから、「労働組合の教育活動を、労働者の斗争生活に結合し、斗争生活の中において斗争の中から生起する問題をとらえて遂行する」べきであるとした⁽²⁷⁾。

評議会傘下の各地方評議会・産業別協議会・単位組合は次々教育方針書を作成、特に渡辺政之輔を中心に行なられた「金属労働組合協議会教育方針」(『マルクス主義』'25年12月)は典型として、その後の各組合の労働者教育活動に影響を与えていた。たとえば東京合同労働組合はこの方針を「完全に近いもの」と認め、「26年2月にそのまま自組合の教育方針に採用している⁽²⁸⁾。その教育方針の原則は第一に「行動による組織的訓練」

をあげ、第二に「教育的活動の効果は行動と有機的に密接してゐなければならぬ」と述べている。従って労働学校におけるように経済学・社会学等の学問を教授するのではなく、「ストライキ其の他の直接行動の存する場合、又はこれを生ぜしむべき事実の発生したる場合」に「状勢の報告と、如何なる行動をなすべきかの討議」から「潜在するプロレタリアート意識」を引き出し、これを茶話会・読書会・理論的討論会などの活動を通して「体系づけ、固着し、動搖変転なきやうに」することである。労働学校運動は、その設立母体に大学関係の団体があったごとくに、一種の大学拡張運動ともみられ、体系的学問の授受の側面を濃厚にしていたのに対し、評議会における教育活動方針は、労働者の日常生活の問題の中に理論的啓蒙の芽をつかまえようとしているものである。

評議会がこのように「斗争による教育」の立場をとるのに対して、総同盟は組織的教育をよりいっそう確実なものにしようとする方針をとっている。評議会が階級意識の自覚に焦点をあわせた教育活動を考えているのに対して、総同盟は組合の実務者養成を重視しているといえる。大阪労働学校の卒業生で同校の主事となった井上良二は「労働組合は一時的の団体ではない。労働者が解放されるまでの永久の常設的団体である」(○点原文、ルビ省略)と述べ、組合が作られるそばから消滅していくような現状を開拓するために、「所属組合員中より事務的な技能を有する人を登用し、又は組合のために充分に働き得る人を集め之を養成する必要がある」と言う。このような「事務的な斗士の養成」のために「各組合は労働学校に毎回、新進の斗士を派遣し、又は定期的に研究会、茶話会を開いて内部の教育を怠ってはならない」⁽²⁹⁾と述べている。⁽²⁹⁾ 26年度に日本労働学校に各組合から選抜派遣された組合員は67名、野田労働学校へは関東醸造労働組合から183名である⁽³⁰⁾。また関西では大阪労働学校に給費生を送っている組合支部がいくつかある⁽³¹⁾。労働組合運動の最終期まで活動を継続していた労働学校が総同盟系であるのも、このような組合の実務者養成という性格を労働学校が有していた事によるとみ事ができる。労働学校における経済学・政治学・社会運動史・労働組合論等の体系的教授は、各労働組合の有能な組合員を理論的に武装させる点では有效であっても、労働者に階級的自覚を与えるという点ではその生活との遊離は避けられない。この点を評議会は批判するのだが、またその点が運動の継続を可能ならしめたわけである。

評議会の労働者教育活動は福本イズム（理論斗争重視、福本和夫「山川氏の方向転換論の転換より始めざるべからず」『マルクス主義』'26年2月）の影響を受けて変化した。福本は労働者の意識を、一、組合主義的意識、二、組合主義的政治意識、三、無産階級的（マルクス主義的）政治意識の三段階に分け、第三段階の意識の獲得のためにには、経済斗争の外部から理論を獲得しなければならないとした。こうして組合の各種の集会では、政治問題の解説が理論として、実践から切り離して注入され、発生期の労働者教育運動においてそうであったような、実践・現実からの遊離がうまれた。福本イズムが観念的であるとしてしりぞけられ、再び着実な活動が展開されようとした時、評議会に解散命令がくだされた。（'28年4月）。

労働者教育運動における福本イズム版の組織が大衆教育同盟である。同盟は、本来は単一無産政党結成の準備行動をなすための組織として創立

（'25年6月28日）された政治研究会の後身である。政治研究会は'26年3月5日に労働農民党が結成された事で、いちおうその目的を達し、5月16日にその左派が改称して活動を続ける事になった組織である。同盟東京府連合会大会（'26年10月31日）の宣言は「無産階級運動の経済的政治的全斗争過程を通じて之と並行するところの理論的斗争が極めて重要な意義を有し、又この理論的斗争を益々深め行くことによって、常に無産階級意識を高めてゆくことなしには全斗争の発展はあり得ない」と述べ「我が大衆教育同盟は、斯くの如き見地より我が国階級戦線のあらゆる場面に於て理論的斗争——無産者教育への使命の一端を果さんとするものである」⁽³²⁾と決意をひれきしている。

評議会が解散させられたあと、評議会系の労働運動は非合法的に展開されざるを得ないが、非合法たる事は労働者への影響が制限されるという事であり、こうした側面を補うものとして、政治研究会——大衆教育同盟に参加していた佐野袈裟美らによって無産者教育協会がつくられ、雑誌『無産者教育』が創刊された（'29年6月。'30年3月より『マルクス主義研究』と改題）。協会は「プロレタリアートの階級意識を啓発し、組織的斗争への手引となる教育機関」⁽³³⁾としてうまれ、「×^(非)合法運動から合法運動へのつなぎの役目」⁽³⁴⁾（伏字おこしは谷口）を自らに課していた。

このように、政治運動・労働運動と密接な関係をもちながら教育運動のための組織や雑誌を持つ

のが、評議会のあとをうけた日本労働組合全国協議会（'28年12月結成）の場合である。

IV 農民運動における自己教育活動の展開

農民運動における総同盟の位置を占める組織は、'22年4月に創立大会を開いた日本農民組合⁽³⁵⁾（組合長杉山元治郎、略称日農）である。杉山は農学校と東北学院神学部を卒業して、福島県の農村で10年近く自給伝道に従事していた人物である。伝道の地でデンマークの国民高等学校を模倣して「小高農民高等学校」を冬期に開き、農民に農学校卒業程度の力をつけるなども試みている。しかし、杉山の努力で新しく土地を得た地主がやはり小作人に対して搾取をきびしくするのを見て、農業技術の普及や伝道という手段による農民の生活向上には限界があると考え始める。その頃に同じくキリスト者として神戸の貧民街で伝道に従事していた賀川豊彦を知り、協力して日農の組織にのりだしたのである⁽³⁶⁾。

小作組合は、小作地の競争の防止や永小作権の擁護の目的をもって明治初期から作られていたようであるが、第一次大戦による一般的な好況の影響をうけての農産物価格の騰貴は、上層農家をのぞいては購買品の高騰によって帳消しにされ（シェーレ現象）、逆に農家経営の圧迫をまねき、さらに20年の戦後恐慌が農家の上・下層への分解を促進した。こうした状況下で争議件数は'17年の85件から年々増加し、恐慌を期に激増した⁽³⁷⁾。小作（人）組合も地方的一時的に作られていったが、全國的恒常的な組織をめざした日農の創立によって、農民運動は画期をむかえた。

賀川豊彦の筆に成る宣言は、「我等は飽迄暴力を否定す。我等は思想の自由と、社会公益の大道に従い、真理を愛し、妥協なき解放を期しねばならぬ。即ち我等はただ農民の団結による合理的生産者組合により（横暴なる）資本家に対処するより外に道をもたない」⁽³⁸⁾というように隠和なものであり、「横暴なる」の文字の削除が提案された以外は、議事も平穏に進行している。綱領の第一には「智識を養ひ技術を研ぎ徳性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完成を期す」ことを掲げて、友愛会と同じような姿勢を示している。20項目の主張のうちには、杉山の高等農民学校の実践を反映して、農民補習教育の完成、農民学校の普及、農民芸術の発達、農民科学の確立等が述べられていて⁽³⁹⁾、初期友愛会よりも教育への要求は鮮明である。また創立当初の事業中に農民学校の経営をあげていたが、これは'22年3月12日に各

地に巡回講演会を開く事に変更された。

最初の巡回農民学校は'22年8月21日から27日まで、大阪府北河内郡山田村のお寺を借りて行なわれた。『土地と自由』第9号(22年9月25日)に載った報告によると、昼は100名、夜は300名以上が集まり、賀川の「組合運動史」と仁科雄一の「農村社会教育とわが農民学校」のほかは、「生物進化論」等の自然科学分野の話と、杉山の「蔬菜栽培法」などの農業技術方面的講義を開いている。受講生にはこうした実際方面の講義の方が好評で、始めて聞く外国人の人名ばかりが出てくる「組合運動史」などは面白くなかったようである。以後各地で農民大学・夏期講座・講習会などの名前で、教育活動が展開されている⁽⁴⁰⁾。'25年には農民学校と称するものも山梨県と群馬県で開かれているが、これも労働学校の場合とはちがって、やはり一週間程度の講習会様のものである。群馬県強戸村の場合には、後にはやや永続的な活動をするようになっている。'28年には女子のための強戸共愛女塾も開き、'30年には強戸農民学校は、予科・本科・研究科共修業年限1年としている。最も現実にはやはり短期の講習会様のものに終ったようで、資料Iの記事では、3日間開講したが、以後休講となつたと述べられている(31-554)。強戸村は村政全般が農民組合運動を許容するような傾向にある、当時としては極めて特異な村であった⁽⁴¹⁾。

しかしこれらの講習会等では'23年にはすでに実用的講義は姿を消していっている。『土地と自由』'23年8月25日の「農民大学印象記」では警察の監査をうけるなかで「法律問題」「社会問題」「農村問題」等が5日間にわたって講義されている。また'24年度の『社会運動の状況』の記事にみられる全国5ヶ所の講習会でも、賀川の「農民の芸術論」「農民文化の建設」等をのぞいては「農村と法律」「経済生活と経済思想」「資本主義経済制度の社会的考察と批評」等の社会批判的内容を予想される講義題目が並んでいる。友愛会が労働組合化していくように、しかしより短期間に日農は、地主と小作人の協調をとなえる立場から階級の対立を認め、無産者としての小作農民の解放を志向する立場に移行していくといえる。こうした傾向は'24年2月末の第3回大会で、「眞の無産者の利益となる可き教育を為さざるを以て」小学校教師に青年の補習教育をまかせる事はできないという提案を可決した⁽⁴²⁾ところにもあらわれている。

第2回大会では、すでに設けられていた出版部

などに加えて、教育部他の専門部が設けられ、第3回大会では青年部・婦人部を設ける事が決められている。青年部も婦人部も官製の婦人会・青年団に対抗して、たとえば「無産青年を挙げて青年部を設け知識の養成に努めざる可からず」(第3回大会での提案説明)⁽⁴³⁾というように、教育的観点から特に提案されているのである。

青年部は'26年3月9日に組合の独立部門として自主的な組織の形をもって創立された。8項目の綱領中には補習教育の無産階級化、義務教育必需品と昼食の給与の2つが位置づけられている⁽⁴⁴⁾。つまり教育内容と教育条件についてともに要求を提出していたのだった。

教育部は'26年7月に教育方針書の作成を決定し、その前文がまず作成されて可決決定された。その前文は「資本主義制度に於ける農民の地位」を解明して、耕作権の確立と農民運動の自由が二大政治要求であるが、「農民と労働者とは、共通の敵に対する斗争に於て緊密に結合することによってのみ、その要求を貫くことが出来る」としている。そして教育に関しては「一切のブルジョア的思想の感化を打破し、農民に階級的教育を与へることはそのための絶対的条件である」と強調している⁽⁴⁵⁾。

労働学校の場合と同様の常設的教育機関は、一大小作争議を斗った木崎村に設置された。木崎村無産農民学校は、小作農民によるその子どものための教育機関と、組合員教育機関の両方の性格をもつものであったが、前者は小学校児童の同盟休校(盟休)が解除されて一時的なものにとどまった。盟休は小作争議の激化と共に争議戦術として'17年に岐阜県でみられ、'21年には埼玉県と大阪府で3件、以後毎年各地の争議で行なわれている。盟休の理由は、立入禁止のための生計困難というのと、資本主義的教育を否定するというものだった⁽⁴⁶⁾。また盟休中の子ども達を集めて学習のめんどうを見るという事もすでに'23年の岡山県藤田農場の際にみられるが、これらは争議が終ると共に終っている。木崎村の場合には盟休中の子どもの学習のめんどうを見るというにとどまらずに、組合立小学校を作ろうとした点、小学校卒業以上を対象とする無産農民学校を開設した点で全国の注目を集めめた。

新潟県は大地主の多い県であるが、木崎村も農家の約半数が純小作農家、自小作もいれると約八割近くになる農村である。'23年頃より木崎村の各部落に小作組合が作られ、縫糸の撤廃・小作料の減免などを要求していた。これに対抗する地主

側の土地の引き上げの戦術が争議の展開を激しいものにした。'26年5月に木崎村農民組合連合会は声明書を発して児童の同盟休校に入った。声明書は村当局が村委会の決議を無視して教育に熱意をみせないでいる事を非難し「小作人の窮境を察して適切なる方策を講じ農民組合運動の建設的意義を理解し、資本主義教育の弊を是正するに至る迄の間は我等の子弟を学校に送らざるのみならず、進んで全国同志の応援を得、近く村内数ヶ所に私設の小学校を設けて吾等の態度を宣明し併せて彼等の反省を期す」⁽⁴⁷⁾と述べている。盟休には村内4校の児童の約半数が参加した。7月に入ると、小作争議の当の相手が郡教育会長に就任するという事態に、郡一帯の同盟休校にまで発展している。盟休が始まって一週間後に村内6ヶ所で農民小学校が開設された。全国からかけつけた学生、元教師、牧師などが教師となり、国定教科書を使い（しかし内容はことごとく批判されていった）授業が行なわれた。警察は教員の一部を村外追放にするなど圧力を加えたが、そうした圧迫にひるむ事なく、さらに無産農民学校の設立が決定されたのである。校舎は9月1日に完成したが、盟休は、小学校経営の経費の問題や高等農民学校への妨害をより少なくするためという理由で9月10日に解除され、子ども達は村内の各学校にもどった。「無産農民ニ必須ナル知識技能ヲ授ク」事を目的とする高等農民学校（校長賀川。彼は校舎の建設資金の半分を寄附している）は、10月1日に開校した（生徒18名。のち3名加わる）。授業料年1円、本科1年で、普通学科として国語数学英語等、特殊学科として農業経営に必要な事がらと農村問題がある⁽⁴⁸⁾。全体として労働学校の場合の、労働運動の斗士養成といった側面に類似した点は少なく、もっぱら堅実な農業者の育成といった側面が濃厚である。この農民学校は'28年4月に本科第二期の卒業生を出したのち、講師難・経営難のため閉鎖された⁽⁴⁹⁾。

木崎村における児童の同盟休校という事態によって、それまで子ども達が学校で学力が劣ったままで放置され、それ以上に極めて冷淡な扱いを受けていたという事が明るみに出された。そしてこうした事のために、親が生活に困っているから子どもを学校にやる余裕がないという争議の戦術としての段階から進んで、「正しい教育権が吾が手に帰る迄」⁽⁵⁰⁾盟休を継続するという明確なものとなっている。耕作権の確立を叫んだ木崎の農民は、生きる権利に教育権を含めてとらえていたといえる。これは、明治期の社会主义運動が、外

国の思想を学んで生存権として教育権をとらえていたのと異なり、自らの体験を通して得た思想といえる。

高等農民学校の閉鎖の理由の一つである講師難は、日農が分裂（第一次は'26年3月、第二次は'27年2月）して、全国農民組合（略称全農）が結成される（'28年5月）という政治的路線の対立がひびいているのであり、労働学校がたどったと同じ道を農民学校もたどったという事である。全農も各地で講習会を開催しているが、いずれも取締りがきびしいために1、2回開かれたにとどまる。こうした農民運動の急進下（共産党の影響下に入る事）にともなって、日農の創立にかかわったキリスト者の多くは姿を消し、賀川も'26年の第5回大会で「共産主義者の策動を警戒せよ」と叫んで農民組合運動から手を引いた⁽⁵¹⁾。いっぽう杉山は、全農の中央委員長となり、組合解散⁽⁵²⁾まで行動をともにしているが、他方では賀川と組んでキリスト者の立場で農民福音学校運動にのりだしている。「農村中堅青年の養成」をめざす日本農民福音学校の第一回は'27年2月11日から1ヶ月間賀川宅で開催され、以後各地で短期間開催されている⁽⁵³⁾。全農がその戦斗性を失ない、体制内組織に変質していった'37年には、各種の講習会も皆無と報告されており⁽⁵⁴⁾、この年をもって自主的農民運動は終わったといえよう。

V 労働者・農民の自己教育運動における「科学」・「学問」

'30年代は、労働者・農民の自己教育運動に新たな要素の加わった時期である。それは、従来のプロレタリア文化運動の諸組織が、基本的組織（党・組合）に人員を供給するためのプールとして統一組織を作りあげていった事である。これまで述べてきたところでは、労働者・農民における自己教育と公教育への批判、教育要求の提出は、その組織内で運動の中で生まれ、また運動を発展させるために取りくまれたのだが、労働組合・農民組合が政治的要求の獲得をめざして、支配階級とのきびしい対決に進出し、従って治安維持法下で非合法の運動形態に追いつまれていくなかで、運動（実践）のなかで労働者・農民が学習していくという従来の組合活動内の教育活動の形態から、教育活動を相対的に分離したような形で、プロレタリア文化=教育運動が展開されたのである。この運動についてはまた別に論じられねばならない⁽⁵⁵⁾。

ここではこのプロレタリア文化運動にもつなが

っていく、'20年代にあらわれたプロレタリア科学なる科学観について簡単にふれてみたい。

プロレタリア科学とは、弁證法的唯物論を科学の方法とする事によって、従来の哲学・経済学・歴史学・国家論を批判し、世界史の新しい扱い手としてのプロレタリア階級の使命と進路とを明らかにしたマルクスを撰取し継承しようとする努力の過程であらわれた一つの科学観である。それは弁證法的唯物論を普遍的科学の方法ととらえるのではなく、プロレタリアの立場からする世界理解（イデオロギー）としてとらえる立場である。マルクス主義が日本に紹介移入されるにあたって、自然淘汰を主張するダーウィニズムの影響も受け、まずは階級斗争説（イデオロギー）として把握され紹介されたところに、プロレタリア科学なる成語の生まれる基盤があった。各々の階級はその利害と必要とに応じて自己階級の科学を作り、これをもって他階級に対抗して自己の生存を守る、マルクス主義はプロレタリアにとっての階級斗争の武器であり、ブルジョアの科学はプロレタリアに対立しているが故に「反動科学」であるが、しかしそれは似而非科学であるという点で批判されてはいない。唯物論を科学の方法とする事によって、結果として理論の斗派性が生まれるのではなく、党派性を前提にしてそこからあれこれの科学が生まれるのである。つまり知識はその階級の必要をみたし、目的を遂行するために有効な道具であり武器であって、「労働階級解放のための特殊教育」「労働階級の斗争の必要から生れた、『階級斗争の武器としての知識』」を与える⁽⁵⁾のが労働学校・農民学校の役割である。単なる大学拡張運動、現実の大学の複製（安上がりのコピー）を一般の人々の手の届くものとする大学拡張運動であってはならないと主張されている。こうした考えはイギリスの社会主義者ポール夫妻のプロレットカルト論（プロレタリアにはプロレタリアの文化を）の影響を受けた、ブルジョアの

大学に対する労働者の大学を、という立場であるが、革命後のソ連においても、科学の、また知識階級の社会主义革命に果たす役割の問題をめぐって、同様の考えが主張されている。『マルクス主義』'25年2月号に訳載されたボグダーノフ「科学と労働階級」がそれである。ボグダーノフはプロレタリア科学をプロレタリアートの「階級的見地から理解され、解釈された科学、その階級的任务の遂行を指導し得る科学、その諸勢力を、斗争勝利のために、その社会的理想的ために組織する科学」であると定義している。この立場からは、組合や政党が設立主体である労働学校・農民学校は必然的にその政治宣伝の場たらざるを得ない。労働学校・農民学校の設立と消滅のあわただしさは、その設立母体の分裂による変転という事情とともに、狭い、しかも過大な任務を労働学校・農民学校に期待した事にもよるといえよう。しかしそうした任務がまた労働学校・農民学校の本来の任務であるとみなされていたともいえる。それは組合・政党以外の団体を設立母体とする労働学校が、当初は労働者と資本家の階級協調の立場に立っていたのに次第に組合員教育の色彩を強めていった事例（日本労働学院）からうかがえる事である。

プロレタリア科学なる当時の科学観は、それを教授する方法としては体系化された知識の授受という形ではなく、労働学校におけるチューター・システムや後には斗争による教育という形で学校形態そのものを否定する立場をうみだしていった。斗争による教育といっても知識そのものを否定したわけではない事は、「プロレタリア科学建設」を目的とするプロレタリア科学研究所が設立された（'29年10月）事からしられる。労働学校・農民学校は、プロレタリア科学なる科学観のもとで、しかしその教授方法としては旧来の大学方式を超えないでいた短期間に存在した形態といえよう。

註

- (1) 社会民主党宣言の引用は岸本英太郎編解説『明治社会運動思想』（青木文庫）より。
- (2) 早稲田大学『近代日本の社会科学と早稲田大学』p.152
- (3) 同上書, pp.154—155
- (4) 友愛会の機関誌ははじめ『友愛新報』と題して'12年11月に創刊された。月刊。'13年8月より月2回刊。'14年1月に『友愛新報』を改めて月刊雑誌『労働及産業』を発刊、'20年1月に『労働』と改題された。
- (5) 「友愛会創立五周年史」『労働運動史研究』No.23—24所収。No.23—p.23
- (6) 渡辺貴知郎「鈴木君に与へて労働者の権利教育を論ず」『労働及産業』'15年1月
- (7) (5)に同じ。p.21

- (8) 野坂鉄「労働者問題研究会第一回記事」『労働及産業』'16年6月
- (9) 「労学会成る」『社会改良』(友愛会[社会改良社]機関誌。'17年5月～'18年6月まで全14号) '17年12月。p. 4
- (10) 『社会改良』'18年2月
- (11) 翌年友愛会の文字をけざる。
- (12) 協調会『最近の社会運動』(以下Ⅲと略記)p.17
- (13) Ⅲのp. 202
- (14) 木村盛「労働学校が生れた頃」『労働』'31年8月。p. 25
- (15) I—24—82。開校式には来賓として岡山市長・県会副議長・中学校教諭が出席して祝辞を述べたが、市長は席上特權階級者として謹され、また一人の労働者は「吾々『プロレタリア』の汗と脂を如何にして搾取すべきかを協議する」所である商業会議所が会場となっているのに反対して「『ブルジョア』此の為に骨抜きにされ彼等の都合よき講義所になりはしないか」と述べたりしている。このため「意外の感に打たれた」商業会議所が以後の会場使用をことわっている。この頃地方ではまだ労働学校の性格についてあまり知られていなかったといえよう(同上)。
- (16) 菊川忠雄『学生社会運動史』'47年。p. 334
- (17) Ⅲのp. 235
- (18) 『労働と教育』'20年10月
- (19) 森戸辰男「新興大衆運動における基督教的勢力の復興」『大原社会問題研究所雑誌』'36年2月。 p. 54
- (20) Ⅲのpp. 965—966(堺労働学校の名もあげられているが、これまでの文献には見あたらない学校名である)。
- (21) 後藤貞治「我国労働学校運動史」『社会科学講座第2巻』所収。p. 30
- (22) 国際労働會議で採決された条約案や勧告の我国での実施を促進するとともに、国内当面の労働政策・労働立法に関する世論を喚起する目的で'25年3月創立された('29年9月社会立法協会と名称変更)。各種委員会を設けて調査し討議している(Ⅲのp. 1004)。
- (23) 目的は「労働者教育ノ普及及ビ発達ヲ図ル」事、事業は「(一)労働学校相互ノ連絡 (二)労働者教育ニ関スル調査研究 (三)労働者教育ニ関スル出版物ノ刊行である」(I—26—226～227)
- (24) 後藤前掲書 p. 31
- (25) 川崎建二「我が國に於ける労働教育の発達」『思想』'29年6月。
- (26) 谷口善太郎『日本労働組合評議会史』p. 38
- (27) 同上書, p. 67
- (28) 『マルクス主義』'26年4月。p. 57
- (29) 「組合の行政と教育に全力を傾注せよ」『労働』'26年6月。p. 4
- (30) 教育部報「関東に於ける教育運動の現状」『労働』'26年7月。p. 31
- (31) 教育部報「大阪に於ける教育運動の現状」『労働』'26年6月。p. 27
- (32) 「大衆教育同盟東京府連合大会」『大衆』'26年12月。p. 68
- (33) 創刊号の発刊の辞。
- (34) 佐野「マルクス主義=レーニン主義教育を如何に展開すべきか」『無産者教育』'29年7月。p. 4
- (35) 機関誌『土地と自由』('22年1月創刊。前年10月より組合結成準備にとりかかり、機関誌がまず創刊された。)
- (36) 杉山元治郎伝刊行会『土地と自由と——杉山元治郎伝』参照
- (37) Ⅲの p. 425
- (38) 前掲杉山元治郎伝, p. 171
- (39) Ⅲの p. 430。20項目の主張は翌年の第二回全国大会で、農民教育の発達と農村文化の開発を含む八項目に整理された。
- (40) 日農と直接の関係をもたないが、賀川豊彦、杉山元治郎、鈴木文治らを理事とする日本農民学校協会(会長有馬頼寧)なるものも'24年6月に作られている(I—24—532)。その目的は「全国的農民教化の普及」であり、事業としては「農民学校を全国各地に設立すること」「農村問題講義録、日本農民学校教科用パンフレット等を刊行すること」「講習会を開催すること」等をあげている。有馬は労働学校にも関わりをもち、さらに教師の組合も作っている。近衛文磨とも近く、階級調和の立場で種々の社会運動に関心を向けた人物といえよう。.
- (41) I—28—580
- (42) I—24—47

- (43) I—24—46
- (44) I—26—678。8項目は翌年17項目に拡充。
- (45) 「農民教育の根本方針」『マルクス主義』'26年9月号。pp. 58—59。
- (46) IIIの pp. 400—402
- (47) I—26—830
- (48) I—26—869
- (49) I—28—579
- (50) I—26—843
- (51) 前掲杉山元治郎伝, p. 302
- (52) 解散前'37年12月に「銃後農業生産力の拡充」と農民生活安定をめざすものへと変質している(教学局『思想研究』'36.5, '38年6月, p. 107)。
- (53) 前掲杉山元治郎伝, p. 293
- (54) I—37—633
- (55) 教育運動については拙稿「新興教育運動の研究」(本紀要前号所収)参照。
- (56) 林房雄「階級斗争に於ける知識の役割」『マルクス主義』'24年9月, p. 297